

第8 定期点検

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 法第14条の3の2関係 | ・製造所等の定期点検等 |
| 政令第7条の3関係 | ・許可等の通報を必要とする製造所等の指定 |
| 政令第8条の5関係 | ・定期に点検しなければならない製造所等の指定 |
| 規則第9条の2関係 | ・定期点検をしなければならない製造所等から除かれるもの |
| 規則第62条の4関係 | ・定期点検を行わなければならない時期等 |
| 規則第62条の5関係 | ・内部点検 |
| 規則第62条の6関係 | ・点検者 |
| 規則第62条の7関係 | ・点検記録 |
| 規則第62条の8関係 | ・点検記録の保存 |

1 定期点検を実施しなければならない製造所等は、次の表のとおり。

| 対象となる製造所等 | 貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等 |
|---------------|-----------------------------|
| 製 造 所 | 指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの |
| 屋 内 貯 蔵 所 | 指定数量の倍数が 150 以上 |
| 屋 外 タンク 貯 蔵 所 | 指定数量の倍数が 200 以上 |
| 屋 内 タンク 貯 蔵 所 | — |
| 地 下 タンク 貯 蔵 所 | 全て |
| 簡 易 タンク 貯 蔵 所 | — |
| 移 動 タンク 貯 蔵 所 | 全て |
| 屋 外 貯 蔵 所 | 指定数量の倍数が 100 以上 |
| 給 油 取 扱 所 | 地下タンクを有するもの |
| 販 売 取 扱 所 | — |
| 移 送 取 扱 所 | 全て |
| 一 般 取 扱 所 | 指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの |

※ 次の製造所等は除く。

- ・鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 19 条第 1 項の規定による保安規程を定めている製造所等
- ・火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 28 条第 1 項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
- ・移送取扱所のうち、配管の延長が 15km を超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が 0.95MPa 以上で、かつ、配管の延長が 7km 以上 15km 以下のもの
- ・指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物のみを容器に詰替える一般取扱所（地下タンクを有するものを除く。）

表第 1-8-1

2 製造所等の定期点検の方法については、次の通知等によるものとする。

- (1) 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(H3. 5. 29 消防危第48号通知、H11. 6. 15 消防危第57号通知、H13. 3. 27 消防危第37号通知、H20. 9. 30 消防危第350号通知、H21. 2. 27 消防危第34号通知、H31. 4. 15 消防危第73号通知、)(H22. 12. 28 消防危第297号質疑、H25. 2. 22 消防危第25号質疑、)
- (2) 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(H16. 3. 18 消防危第33号通知、H19. 3. 28 消防危第66号通知、H22. 7. 8 消防危第144号通知)

なお、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る概要については、別添1及び2のとおりである。
- (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の泡放出口の機能の適否に関する点検は、水又は不活性ガスの放射により確認することとして差し支えない。(H31. 4. 19 消防危第81号通知)
- (4) 点検時に無人航空機（以下、「ドローン」とする。）を用いて点検をする際は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」を参考とすること。(H31. 3. 29 消防危第51号・消防特第

49号通知、R2.3.27 消防危第74号・消防特第36号通知、R4.4.20消防危第92号・消防特第80号通知)

3 屋外タンク貯蔵所等の不等沈下測定方法について

屋外タンク貯蔵所（岩盤タンク及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の定期点検における不等沈下の測定については、次のとおりとする。（H8.2.13日 消防危第28号通知）

(1) 実施時期等

不等沈下に関する定期点検については、1年に1回以上のレベル計等の測定機械を用いた不等沈下量の測定を原則とするが、次に定める条件に適合するものにあっては、当該測定時期を次に定めるそれぞれの時期とができる。なお、レベル計等を用いた不等沈下量の測定による点検を行わない期間においては、1年に1回以上の目視による点検を行うものとする。

ただし、次回測定時期までの間に目視による点検等において異常が認められた場合、屋外タンク貯蔵所の周囲でタンクの基礎・地盤に影響を与えるおそれのある工事が行われた場合又は屋外貯蔵タンクに影響を与えるおそれのある地震等が発生した場合には、レベル計等を用いた不等沈下量の測定を実施すること。

ア 特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 不等沈下率（屋外貯蔵タンクの直径に対する当該屋外貯蔵タンクの不等沈下量の割合をいう。以下同じ。）が、3年間継続して $1/300$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/600$ 以上 $1/300$ 未満のもの 2年に1回

(イ) 不等沈下率が、3年間継続して $1/300$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/600$ 未満のもの 3年に1回

イ 特定以外の屋外タンク貯蔵所

(ア) 不等沈下率が、3年間継続して $1/150$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/300$ 以上 $1/150$ 未満のもの 2年に1回

(イ) 不等沈下率が、3年間継続して $1/150$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/300$ 未満のもの 3年に1回

(2) 実施結果の記録

不等沈下量の測定による点検実施結果については、平成3年5月29日消防危第48号通知「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」別記4-1及び4-2の点検表の点検結果の欄に不等沈下率を記載すること。

[参考1]

特定屋外タンク貯蔵所のレベル計等を用いた不等沈下量の測定時期の例

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10年 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 例1 | ◎ | ◎ | ◎ | — | — | ◎ | — | — | ◎ | — |
| 例2 | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | ○ | — | ○ | — |
| 例3 | ○ | ◎ | ◎ | — | — | ○ | — | △ | ○ | — |
| 例4 | ○ | ○ | ◎ | — | — | △ | ○ | — | ○ | — |
| 例5 | ○ | ○ | ○ | — | ◎ | — | — | ◎ | — | — |
| 例6 | ◎ | ◎ | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | ○ |
| 例7 | △ | ○ | ○ | ○ | — | △ | ○ | — | ○ | — |
| 例8 | △ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — |

◎ : 不等沈下率の測定結果が $1/600$ 未満の年

○ : 不等沈下率の測定結果が $1/600$ 以上 $1/300$ 未満の年

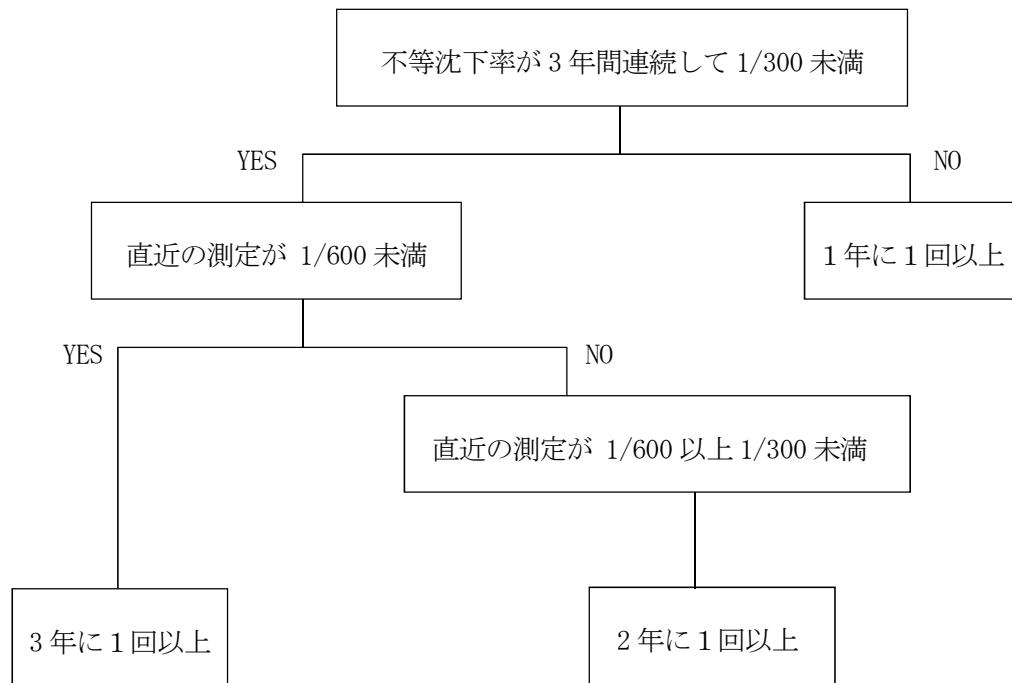
△ : 不等沈下率の測定結果が $1/300$ 以上 $1/100$ 未満の年

— : 測定省略可能な年

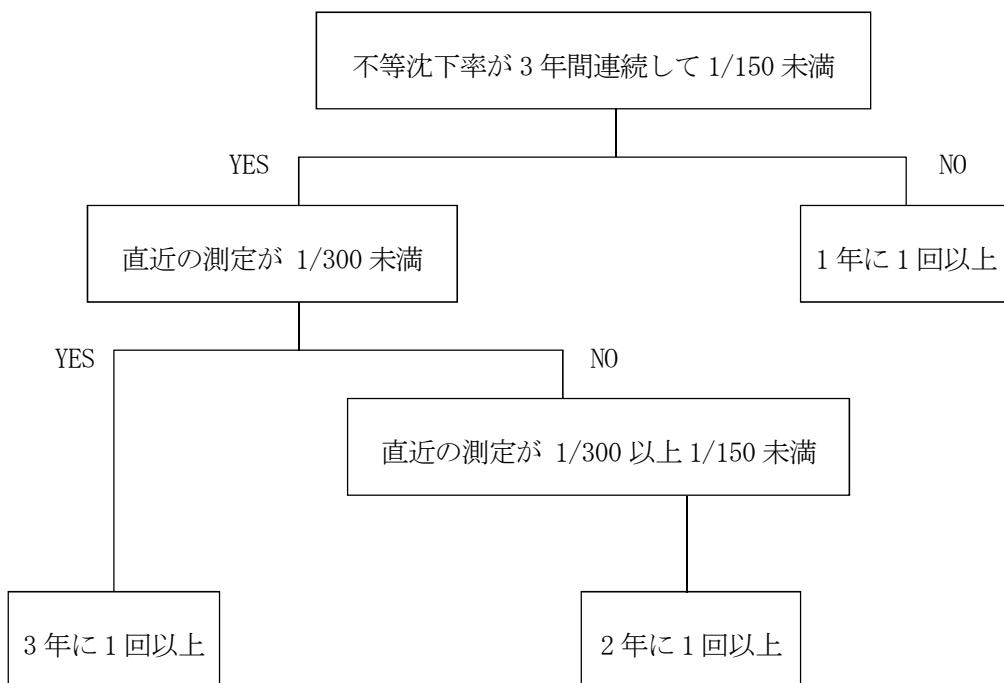
[参考2]

屋外タンク貯蔵所のレベル計等を用いた不等沈下量の測定時期フローチャート

ア 特定屋外タンク貯蔵所

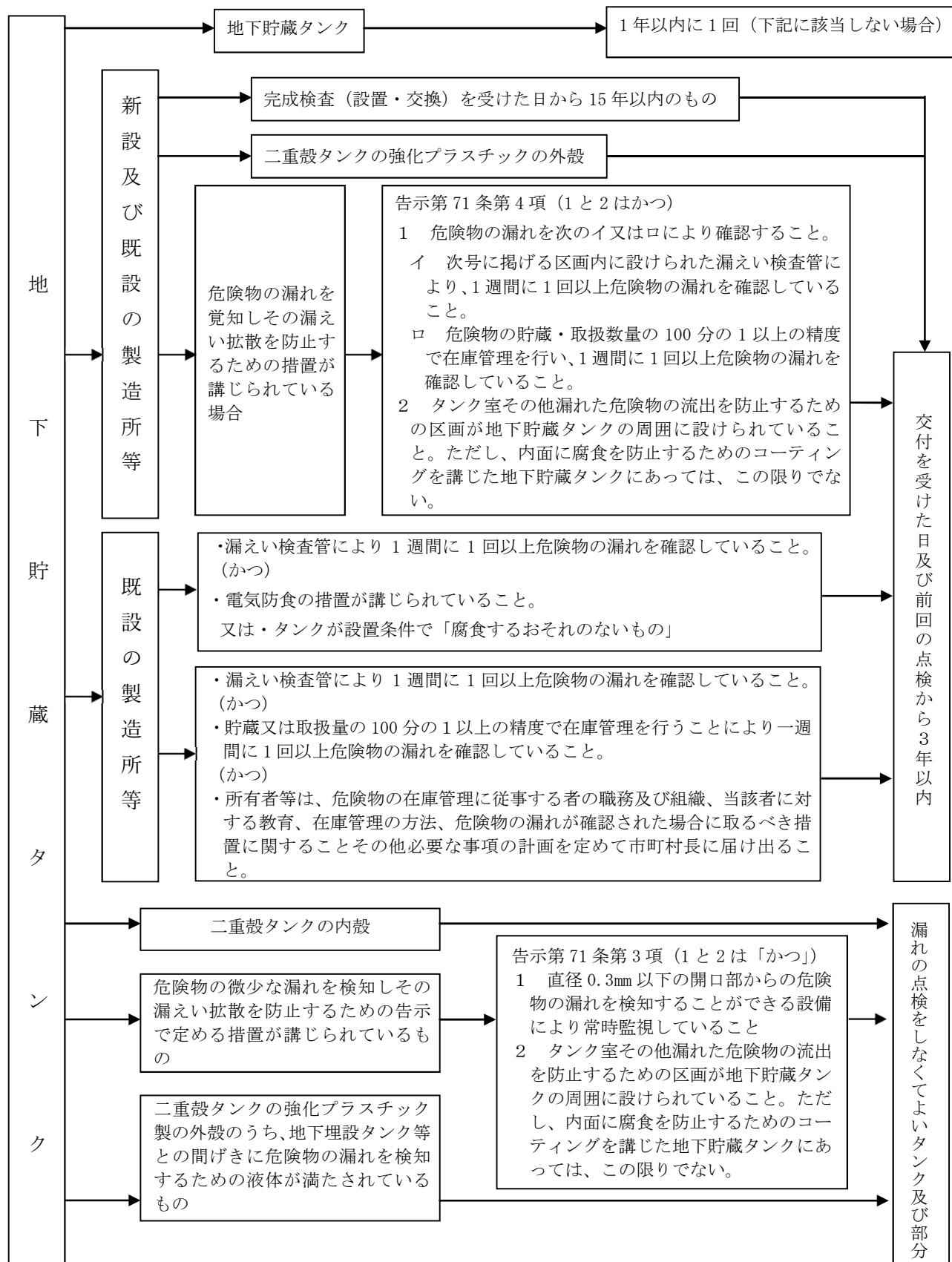


イ 特定以外の屋外タンク貯蔵所



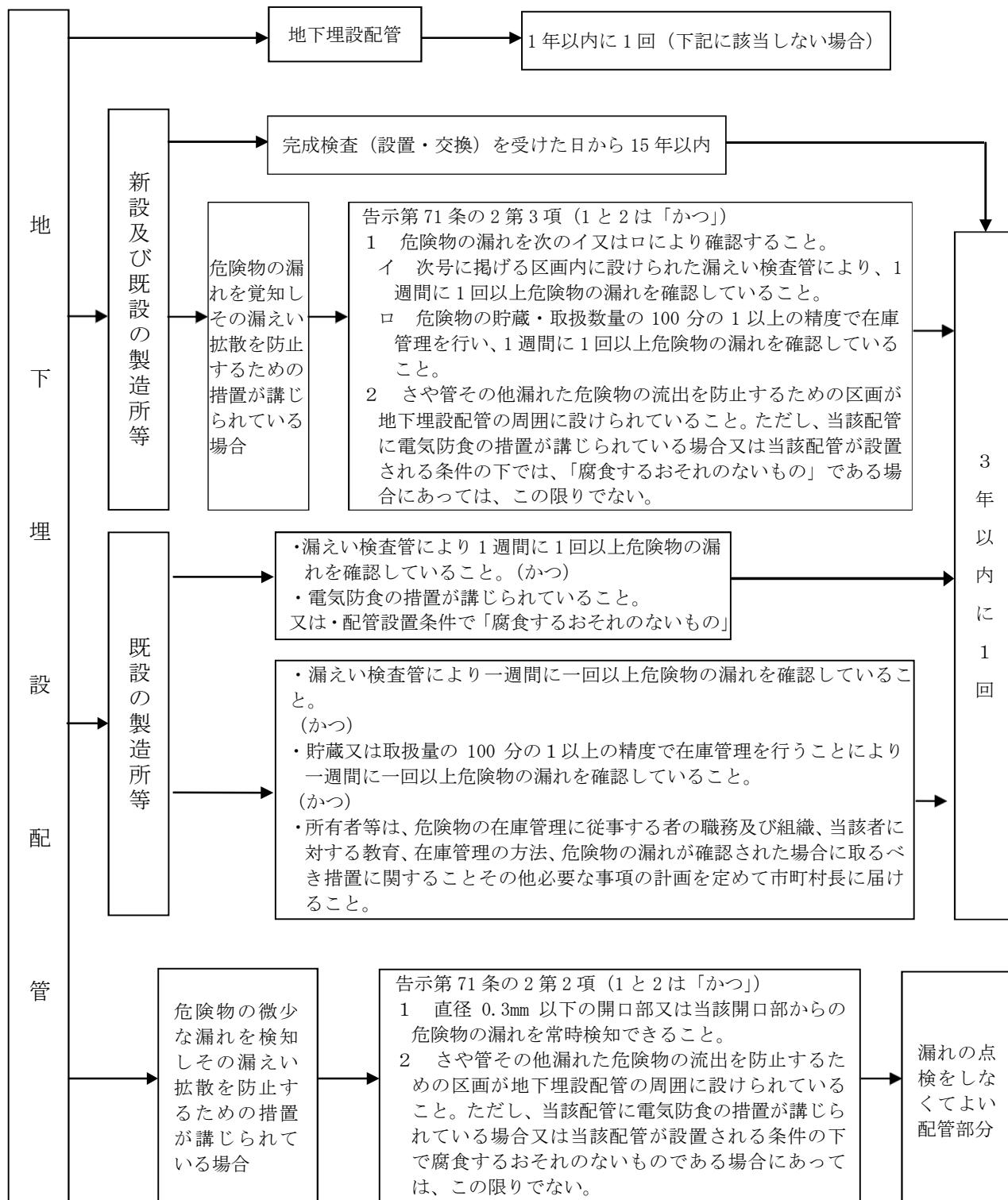
【別添1】

地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れの点検）



【別添2】

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



*既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの